

大規模地震への対応について



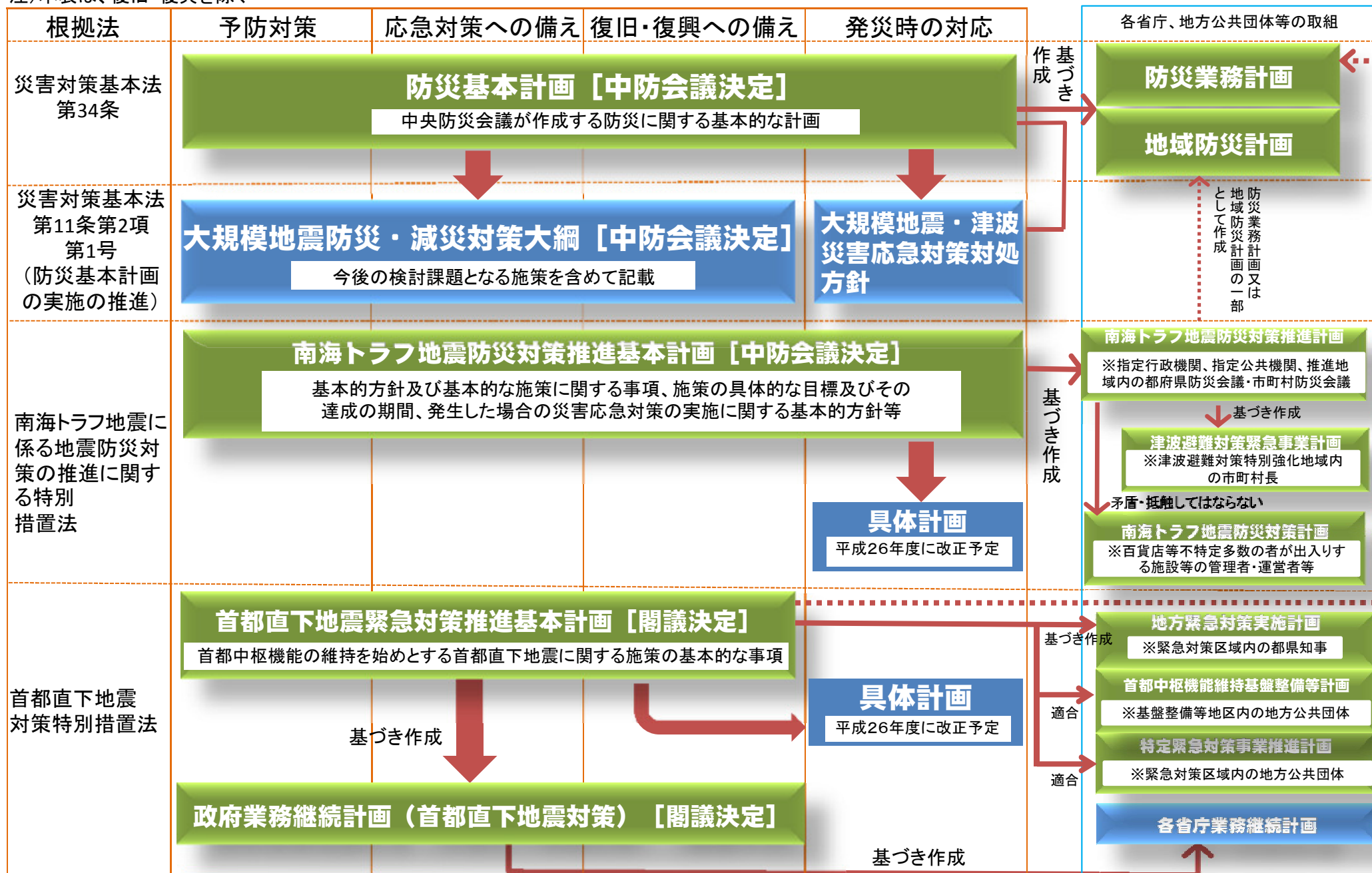
内閣府（防災担当）

本資料に記載の各種計画の関係

注) 本表は、復旧・復興を除く

: 法定計画

: 法定計画の実施の推進のために作成する計画



大規模地震防災・減災対策大綱(H26.3.28中央防災会議決定)の概要

東海地震対策大綱
(平成15年5月)

東南海・南海地震対策大綱
(平成15年12月)

首都直下地震対策大綱
(平成17年9月)
(平成22年1月修正)

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱
(平成18年2月)

中部圏・近畿圏直下地震対策大綱
(平成21年4月)

南海トラフ巨大地震対策検討WG
「南海トラフ巨大地震対策について」(最終報告)
平成25年5月

これまで策定してきた地震対策大綱を統合
(上記大綱は廃止)

首都直下地震対策検討WG
「首都直下地震の被害想定と対策について」
(最終報告) 平成25年12月

大規模地震防災・減災対策大綱(中央防災会議決定)

今後発生するおそれのある大規模地震への防災・減災対策として、
今後の課題として検討すべき施策、個別の具体的な施策を網羅的に取りまとめたもの

1. 事前防災

(1) 建築物の耐震化等

- 1) 住宅その他建築物の耐震化の促進
- 2) 耐震化を促進するための環境整備
- 3) 公共施設等の耐震化
- 4) エレベータ内の閉じ込め防止技術の導入促進
- 5) 家具等の固定、ガラスの飛散防止
- 6) 屋外転倒物・落下物の発生防止対策
- 7) 専門家・事業者の育成

(2) 津波対策

- 1) 津波に強い地域構造の構築
① 海岸堤防等の整備

- ② 津波対策を特に講ずべき施設
の耐浪化、配置見直し等
- ③ 災害リスクに対応した土地利用
計画の策定・推進

- 2) 安全で確実な避難の確保
① ハザードマップ等の整備促進
② 津波避難計画の策定促進
③ 安全な避難空間の確保
④ 情報伝達手段の多重化・多様化
⑤ 適切な避難行動の周知徹底

(3) 火災対策

- 1) 出火防止対策
- 2) 初期消火対策
- 3) 木造住宅密集市街地等における
延焼被害軽減対策
- 4) 避難体制の整備

(4) 土砂災害・地盤災害対策

(5) ライフライン及びインフラの確保対策

- 1) ライフラインの確保対策
- 2) 情報インフラの確保対策
- 3) 交通施設の安全・機能確保対策、
広域連携のための交通基盤確保

(6) 長周期地震動対策

- ・石油コンビナート施設の被害防止など

(7) 液状化対策

(8) リスクコミュニケーションの推進

(9) 防災教育・防災訓練の充実

(10) ボランティアとの連携

(11) 総合的な防災力の向上

- 1) 地域防災力の向上
- 2) 企業と地域との連携
① 顧客、従業員等の生命の安全
確保
② 減災技術開発、リスクファイナンス
③ 地域社会との連携による被害
軽減の実現

(12) 地震防災に関する調査研究 の推進と成果の防災対策への 活用

- ・地震防災対策の推進に必要な
情報の共有化

3. 被災地内外における混乱の防止

(1) 基幹交通網の確保

- ・交通施設の耐震化を進めるとともに、代替性や
異なる交通モード間のネットワークの向上を図る

(2) 民間企業等の事業継続性の確保

- ・事業継続計画に基づき対策を実践し、それを改善
するための継続的な取組の推進

(3) 国、地方公共団体の業務継続性の確保

- ・災害時に優先的に実施すべき業務や、必要な人員・
資機材の明確化

4. 様々な地域的課題への対応

(1) 地下街、高層ビル、ターミナル駅等の安全の確保

(2) ゼロメートル地帯の安全確保

(3) 石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保等

- #### (4) 道路交通渋滞への対応
- ・発災後の一般車両の利用制限、放置車両の処理方策等
の検討

(5) 孤立可能性の高い集落への対応

(6) 沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減

(7) 積雪・寒冷地域特有の問題への対応

- ・冬期道路交通の確保
・雪崩対策

(8) 文化財の防災対策

(9) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に 向けた対応

- ・オリンピック等で使用する施設等の耐震性等の確保
・外国人の安全確保のためのサイン計画等の推進

2. 災害発生時の効果的な災害応急対策への備え

(1) 災害対応体制の構築

- ・政府の現地対策本部の設置場所について、
複数計画しておく

(2) 原子力事業所への対応

(3) 救助・救急対策

- ・救助・救急のための要員の確保・育成や必要機材の
配備等の体制の充実

(4) 医療対策

- ・EMISを用いた災害医療情報等の共有等

(5) 消火活動等

- 1) 消防力の充実・向上
- 2) 避難体制の確立

(6) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- 1) 交通規制対策、緊急輸送ネットワークの応急復旧等
- 2) 緊急輸送・搬送体制の強化
- 3) 広域防災拠点・配送拠点の機能の強化

(7) 食料・水、生活必需品等の物資の調達

(8) 燃料の供給対策

(9) 避難者等への対応

- 1) 避難者及び応急住宅需要等への対応
- 2) 広域的な避難体制の検討
- 3) 避難行動要支援者に対する支援

(10) 帰宅困難者等への対応

- 1) 一斉徒歩帰宅の抑制
- 2) 滞留に伴う混乱の防止
- 3) 円滑な帰宅のための支援

(11) ライフライン及びインフラの復旧対策

- ・ネットワーク全体で円滑かつ効率的に
復旧作業が行える枠組み等を検討

(12) 保健衛生・防疫対策

- ・仮設トイレ等のトイレ対策の推進

(13) 遗体対策

- ・迅速かつ確かな遗体見分等の体制整備

(14) 災害廃棄物等の処理対策

- ・災害規模に応じた災害廃棄物処理実行
計画の策定等

(15) 防災情報対策

- 1) 発災時における防災情報共有化
- 2) マスメディアとの連携等

(16) 社会秩序の確保・安定

- ・警察と地域防犯ボランティアとの連携に
よる警備体制の強化

(17) 多様な空間の効果的利用の実現

- ・オープンスペースの利用のあり方と調整
ルールの検討等

(18) 広域連携・支援体制の確立

- ・国の各省庁、地方公共団体、関係機関の
役割分担や相互連携内容の明確化等

5. 特に考慮すべき二次災害、複合災害、 過酷な事象への対応

- ・地震発災時に他の災害の複合的な発生を考慮し、対策を検討
- ・巨大地震が発生した場合の「東西断層」の発生防止に向けた
交通網の充実等

6. 本格復旧・復興

- (1) 復興に向けた総合的な検討
- (2) 被災者等の生活再建等の支援
- (3) 経済の復興

7. 対策の効果的推進

- ・各事業が効果的、計画的に実施されるよう、対策の推進を
図り、定期的にフォローアップを実行

南海トラフ地震防災対策推進基本計画(H26.3.28中央防災会議決定)の概要

第1章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

- 予断を持たずに最悪の被害様相を念頭においた上で、予防対策、応急対策を検討し、着実に推進することをもって被害の軽減を図ることが重要

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

南海トラフ地震の特徴を踏まえ、国、地方公共団体、地域住民等、様々な主体が連携をとって、計画的かつ速やかに以下1～9の防災対策を推進

南海トラフ地震の特徴

- ① 極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生
- ② 津波の到達時間が極めて短い地域が存在
- ③ 時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性
- ④ ①～③から、その被害は広域かつ甚大
- ⑤ 想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生

- 1. 各般にわたる甚大な被害への対応
- 2. 津波からの人命の確保
- 3. 超広域にわたる被害への対応
- 4. 国内外の経済に及ぼす甚大な影響の回避
- 5. 時間差発生等への対応
- 6. 外力レベルに応じた対策
- 7. 戦略的な取組の強化
- 8. 訓練等を通じた対策手法の高度化
- 9. 科学的知見の蓄積と活用

第3章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の基本的な施策

第2章の「基本的方針」を踏まえて、以下1～7の施策を実施。併せて、各施策に係る具体的な目標及びその達成期間を設定

減災目標 (今後10年間)	想定される死者数	約33万2千人	から	概ね8割以上減少
	想定される建築物の全壊棟数	約250万棟	から	概ね5割以上減少

- 1. 地震対策
 - ①建築物の耐震化 ②火災対策 ③土砂災害・地盤災害・液状化対策 ④ライフライン・インフラ施設の耐震化等
- 2. 津波対策
 - ①津波に強い地域構造の構築 ②安全で確実な避難の確保
- 3. 総合的な防災体制
 - ①防災教育・防災訓練の充実 ②ボランティアとの連携 ③総合的な防災力の向上 ④長周期地震動対策
- 4. 災害発生時の対応に係る事前の備え
 - ①災害対応体制の構築 ②救助・救急対策 ③医療対策 ④消火活動等
 - ⑤緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 ⑥食料・水、生活必需品等の物資の調達
 - ⑦燃料の供給対策 ⑧避難者等への対応 ⑨帰宅困難者等への対応 ⑩ライフライン・インフラの復旧対策
 - ⑪保健衛生・防疫対策 ⑫遺体対策 ⑬災害廃棄物等の処理対策 ⑭災害情報の収集 ⑮災害情報の提供 ⑯社会秩序の確保・安定 ⑰多様な空間の効果的利用の実現 ⑱広域連携・支援体制の確立
- 5. 被災地内外における混乱の防止
 - ①基幹交通網の確保 ②民間企業等の事業継続性の確保 ③国及び地方公共団体の業務継続性の確保
- 6. 多様な発生様相への対応
- 7. 様々な地域的課題への対応
 - ①高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保 ②ゼロメートル地帯の安全確保 ③原子力事業所等の安全確保 ④石油コンビナート地帯及び周辺部の安全確保 ⑤孤立可能性の高い集落への対応
 - ⑥沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減 ⑦文化財の防災対策

第4章 南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針

発災時には、南海トラフ地震の特徴を踏まえ、以下1～12に留意して災害応急対策を推進

- 1. 迅速な被害情報の把握
- 2. 津波からの緊急避難への対応
- 3. 原子力事業所等への対応
- 4. 救助・救急対策、緊急輸送のための交通の確保
- 5. 津波火災対策
- 6. 膨大な傷病者等への医療活動
- 7. 物資の絶対的な不足への対応
- 8. 膨大な避難者等への対応
- 9. 国内外への適切な情報提供
- 10. 施設・設備等の二次災害対策
- 11. ライフライン・インフラの復旧対策
- 12. 広域応援体制の確立

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項

指定行政機関及び指定公共機関が防災業務計画において、関係都府県・市町村地方防災会議が地域防災計画において定める「推進計画」に記載すべき事項

- 1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項
 - 建築物・構造物等の耐震化、津波防護施設、津波避難ビル等避難場所、避難経路等整備すべき施設について定め、併せて具体的な目標及びその達成期間を定める
- 2. 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
 - (1)津波からの防護 [防潮堤、水門等の管理、自動化、補強等の推進を定める]
 - (2)円滑な避難の確保 [地域住民等への情報伝達、避難行動の確保、関係機関のとりべき措置等を定める]
 - (3)迅速な救助 [消防機関等による救助・救急活動実施体制を定める]
- 3. 関係者との連携協力の確保に関する事項
 - [資機材、人員等の配備手配、物資の備蓄・調達、帰宅困難者対策等を定める]
- 4. 防災訓練に関する事項
 - [他機関との共同訓練を行うよう配慮、居住者等の協力・参加等を定める]
- 5. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項
 - [地震・津波の発災時にとるべき行動、備蓄の確保等を含む教育・広報の実施を定める]
- 6. 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項
 - 国庫負担の嵩上げが適用される津波避難対策緊急事業についての基本となるべき事項として、津波避難対策の推進に関する基本的な方針及び対策の目標・達成期間を定める

第6章 南海トラフ地震防災対策計画の基本となるべき事項

推進地域内の関係施設管理者、事業者等が定める「対策計画」に記載すべき事項

- 1. 対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者
 - 津波により30cm以上の浸水が想定される区域において、
 - ・病院、劇場、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設を管理・運営する者
 - ・石油等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設を管理・運営する者
 - ・一般旅客運送事業者(鉄道事業者等)
 - ・学校、社会福祉施設を管理・運営する者
 - ・水道、電気、ガス、通信及び放送事業関係者等
- 2. 津波からの円滑な避難の確保に関する事項
- 3. 防災訓練に関する事項
- 4. 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

首都直下地震緊急対策推進基本計画(H26.3.28閣議決定)の概要

1. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項

○首都中枢機能の継続性の確保は必要不可欠

- ・首都中枢機能の障害は災害応急対策に大きな支障を来すおそれ
- ・加えて、我が国全体の国民生活や経済活動にも支障が生じるおそれ

○予防対策・応急対策で被害を大きく減少させることが可能

- ・耐震化率100%で全壊棟数・死者数が約9割減、感震ブレーカー等の設置や初期消火成功率の向上等で焼失棟数・死者数が9割以上減



**予防対策・応急対策の
計画的・戦略的実施**

2. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針

(1)首都中枢機能の確保

- ・首都中枢機関の**業務継続体制の構築**
- ・首都中枢機能を**支えるライフライン及びインフラの維持**

(2)膨大な人的・物的被害への対応

- ・あらゆる対策の大前提としての**耐震化と火災対策**、深刻な**道路交通麻痺対策**等、膨大な数の**避難者・帰宅困難者**等

(3)地方公共団体への支援等

- ・国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施

(4)社会全体での首都直下地震対策の推進

- ・社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による被害の軽減に向けた備え

(5)2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応

- ・外国人観光客の**避難誘導対策**など安心して大会に参加・観戦できるよう取組強化

3. 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項

(1)首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項

- ・首都中枢機能及び首都中枢機関 ～ 政治中枢:国会、行政中枢:中央省庁・都庁・駐日外国公館等、経済中枢:中央銀行・企業本社等
- ・首都中枢機関の機能目標 ～ 発災直後においても最低限果たすべき機能目標を設定
- ・政府全体としての業務継続体制の構築:非常時優先業務の実施に**必要な執行体制、執務環境の確保について緊急対策実施計画**に定める。
- ・**金融決済機能**の継続性の確保、**企業本社等における事業継続**への備え

(2)首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一時的な代替に関する基本的な事項

- ・政府の代替拠点の検討、代替庁舎の確保等

(3)ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項

- ・ライフライン及び情報通信インフラの機能目標
- ・施設の**耐震化・多重化**や**早期復旧体制**の整備等

(4)緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項

- ・交通インフラの機能目標
- ・施設の**耐震化**や早期の**道路啓開、復旧体制**の整備等

(5)その他

- ・各主体が業務継続計画を作成・見直し

4. 5. 6. 法に基づく各種計画に係る事項

4. 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項

- ・首都中枢機能維持基盤整備等地区指定の考え方(首都中枢機関の集積状況等を勘案) **※別添参照**
- ・地方公共団体が作成する基盤整備等計画の認定基準

5. 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項

- ・都県知事が作成する地方緊急対策実施計画に記載すべき地震防災対策、災害応急対策・災害復旧への備え、住民の協働等の対策等

6. 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項

- ・地方公共団体が作成する特定緊急対策事業推進計画の認定基準

7. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置

(1)首都中枢機能の継続性の確保 → 3. 参照

(2)膨大な人的・物的被害への対応

① 計画的かつ早急な予防対策の推進

- ・建築物、施設の**耐震化の推進**等
- ・**出火防止対策**、発災時の速やかな**初期消火**、延焼被害の抑制対策等
- ・**ライフライン**等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
- ・**燃料の供給**対策
- ・**交通インフラ、河川・海岸堤防**等の耐震化、発災時の速やかな機能回復
- ・その他(集客施設・原子力事業所・石油コンビナート等地区の安全確保等)

②津波対策

③円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

- ・**災害応急体制**の整備
- ・**市街地火災**への対応
- ・膨大な数の**避難者・被災者**
- ・広域連携のための**防災拠点、交通基盤**の確保
- ・物資の絶対的な不足に対応した**物資輸送機能**の確保
- ・的確な**情報収集・発信**
- ・多様な発生態様への対応
- ・**道路啓開と道路交通渋滞**対策
- ・**救命・救助、災害時医療**機能
- ・膨大な数の**帰宅困難者**等
- ・**物的輸送機能**の確保
- ・実践的な**防災訓練**
- ・円滑な**復旧・復興**

④各個人の防災対策の啓発活動

- ・**適切な避難**行動、**車両の利用抑制、備蓄**等

⑤企業活動等の回復・維持

- ・**事業継続計画**の作成、地域貢献等

(3)2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等

- ・施設の**耐震化**、外国人**観光客の避難誘導**等

(4)長周期地震動対策(中長期的対応)

- ・高層建築物等への影響等の専門的検討

8. その他

(1)計画の効果的な推進 別途地震防災戦略・応急対策の具体計画を作成

(2)災害対策基本法に規定する防災計画との関係

政府業務継続計画(首都直下地震対策)(H26.3.28閣議決定)に基づく政府の業務継続への備え

非常時優先業務

- 政府業務継続計画に記載された非常時優先業務等を各省庁の業務継続計画に規定
- 厳しめの基準に基づく参集可能要員を踏まえ、非常時優先業務を精査

1週間、外部から庁舎に補給なしで、交代で非常時優先業務を実施できる体制を目指す。

執行体制

- 社会全体の業務継続体制の構築
 - 内閣府及び内閣官房を中心に政府全体の連携体制を構築
 - 各省庁は、地方公共団体、関係機関、民間事業者等との連携体制を構築
- 参集要員の確保等
 - 中央省庁の庁舎に参集できる職員数を調査
 - 交代要員等を勘案し、参集要員を確保
- 緊急的な権限委任の措置
- 職務代行者の選任



執務環境

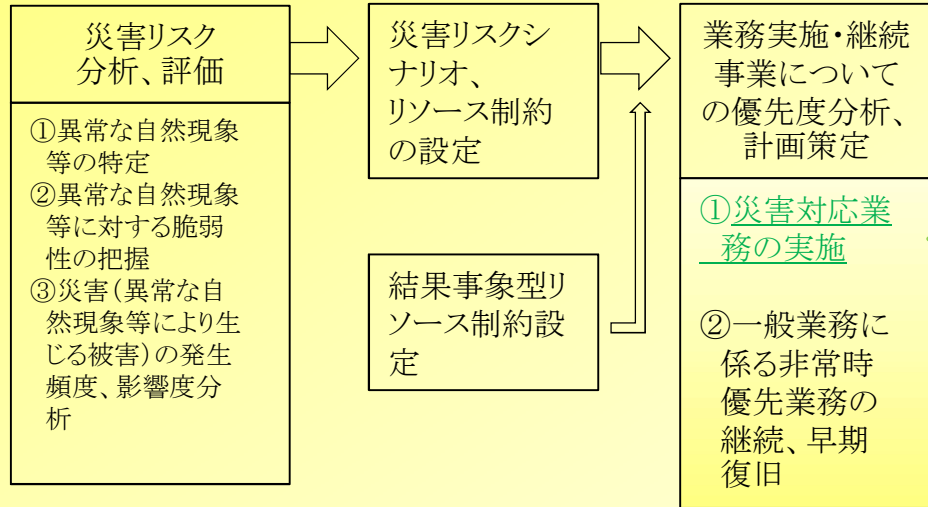
- 庁舎の耐震安全化等
- 電力の確保
 - 非常用発電設備を設置し、燃料を1週間程度確保
- 通信・情報システムのバックアップの確保
- 物資の備蓄
 - 食料、飲料水、簡易トイレ等を参集要員の1週間分、参集要員以外の3日分程度の備蓄
- 代替庁舎の確保
 - 庁舎が使用不能となる場合を想定し、代替庁舎を確保



教育・訓練、評価及び計画の見直し (PDCA)

災害対策標準化ガイドラインの構成イメージ

I 災害時等における業務実施・継続に関する事項



II 災害対応業務に関する事項

- 1 災害対応業務プログラム
 - ・役割分担等を踏まえ、タイムラインに従って整理、設定
 - ・オールハザードアプローチ
- 2 災害対応要領
 - (1) 組織、運営(適時に業務に即した組織構築、拡張可能性、責任者等の明確化)
 - (2) 情報処理(迅速・有用情報収集・管理、状況認識統一、作戦立案)
 - (3) 資源管理(必要な資源を必要な時に必要な量を必要な所へ供給)
- 3 組織連携(行政関係機関間、行政関係機関と民間間)
 - ・連携発動システム、指揮調整
 - ・相互運用性確保

III マネジメントに関する事項

トップ関与の下、担当組織が平時から管理、評価、改善

- 1 災害リスク分析評価、シナリオ、事業実施・継続計画等の見直し、業務実施・継続に係る脆弱性対策の実施
- 2 (1) 災害対応業務プログラムの見直し、改善
 - (2) ① 災害対応体制等の見直し
 - ② 用語、表記、データ、システム等の標準化推進
 - ③ 要員確保策の改善、装備、資機材、備蓄物資等の整備充実、標準化推進
- (3) 他組織との応援計画策定、協定締結等
- 3 研修・教育・訓練その他標準化の推進に必要な事項の実施

※標準化推進のため、防災に関する研修・訓練・教育、資格制度、規格普及等の制度、あり方等についても別途検討推進

津波対策の推進に関する法律

○津波対策の推進に関する法律(抄)

(平成二十三年六月二十四日法律第七十七号)

(津波防災の日)

第十五条

国民の間に広く津波対策についての理解と関心を深めるようにするため、津波防災の日を設ける。

2 津波防災の日は、十一月五日とする。

3 国及び地方公共団体は、津波防災の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

平成26年度地震・津波防災訓練／シンポジウムの全体スケジュール

7月～10月

11月

地震・津波
防災訓練の
呼びかけ

対象
地方公共団体
民間企業 等

地震・津波防災訓練
キックオフイベント
開催日：7月30日(水)
開催地：和歌山市内
対象者：呼びかけ
対象者 など

広報

都道府県
主催訓練

民間企業
主催訓練

地震・津波防災訓練
実施期間：10～11月
(重点期間：11/1～9)

地震・津波防災訓練
(内閣府)

全国8か所

北海道 宮城県 千葉県
(〇〇市町) (多賀城市) (いすみ市)
愛知県 和歌山県
(西尾市) (広川町)
山口県 高知県 宮崎県
(周防大島町) (大月町) (日南市)

他省庁
主催訓練

市町村
主催訓練

自治会等
主催訓練

メディアとの
コンタクト

出演者選考

プレス発表

「津波防災の日」シンポジウム

開催日：11月5日(予定)
開催地：東北地方(予定)
対象者：一般市民
内容：タレント活用等による大規模な
シンポジウム

平成26年度地震・津波防災訓練（内閣府）実施市町



平成26年度地震・津波防災訓練のイメージ

内閣府

シェイクアウト訓練

訓練開始合図（防災行政無線等）で、自らの身を守る安全確保行動1-2-3を1分から数分間実施



津波避難訓練

防災行政無線による情報伝達訓練等を活用し、最寄りの避難場所等へ避難



その他

国土交通省

（南海トラフ巨大地震を想定）
近畿地方沿岸部（和歌山下津港、堺泉北港）で
関係地方公共団体等と連携した実動訓練を実施
（11月8日）

【昨年の事例】

「大規模津波・地震防災総合訓練」（平成25年11月9日）
情報伝達・避難誘導等の一般的な訓練メニューに加え、以下を実施

- ①全国の地方整備局等（北海道、東北、関東、北陸、中部）から、TEC-FORCを広域派遣
- ②自衛隊ヘリコプターにより、TEC-FORCEを輸送
- ③港湾関係者や近隣企業が一体となった避難等



全国（北海道、東北、関東、北陸、中部）から集まったTEC-FORCE隊員による総合司令部会議

内閣府・消防庁・気象庁

広く国民参加の下、緊急地震速報を見聞きした際の行動訓練のために、緊急地震速報を配信（11月5日）

